

10/8 北陸中日 朝刊 ↓

福祉施設の改善  
県に要請書提出  
県医療労組連

県医療労働組合連合会は十七日、七尾市の社会福祉施設で勤務していた嘱託女性職員が、昨年四月と今年二月に一方的な理由で雇い止めを通知されたのは不当だとして、県に経営者への適正な指導を求める要請書を提出した。

連合会によると、女性職員は昨年四月に産休職員の代わりだったとして雇い止めを通知された。その後事情が

変わって雇用が継続されたものの、今年二月には病気休暇中の職員の代わりだったとして雇い止めを再び通知さ

れたとする。要請に対し県は、施設側に意見聴取するなどの実態を調べる考えを示した。連合会は施設

側を相手取り、女性職員の地位保全を求める訴訟を起し、金沢地裁で係争中。

(室木泰彦)

<10/17 石川県申しこい記事>

10/18 北国新聞朝刊 ↓

適正指導を要請  
県が実態調査へ

七尾更生園訴訟

七尾市の救護施設「七尾更生園」から一方的に解雇されたのは不当として、同市の女性(30)が施設を運営する金沢市の社会福祉法人松原愛育会に地位確認を求めた訴訟で、県労連や県医労連は17日、施設管理者への適正な指導を求める要請書を県に提出した。

要請書によると 2

008年10月から嘱託職員として働いていた女性は「病気療養中の職員が職場復帰する」との理由などで、施設側から度重なる解雇通知を受けた。

女性は施設側から代替職員で雇用すると事前通知されなかったと主張しており、県は11月の定期監査のほか、施設への立ち入り調査を通して実態を把握するといふ。要請には佐藤正幸県議が同行した。